

◆（加納重雄君） 私は、公明党横浜市会議員団を代表して、本市会定例会に上程されております議案のうち、市第161号議案横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定、市第162号議案横浜市震災対策条例の全部改正、市第181号議案平成24年度横浜市一般会計補正予算（第8号）及び市第194号議案平成24年度横浜市下水道事業会計補正予算（第2号）に関連して、林市長に質問をいたします。

初めに、市第161号議案横浜市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてお伺いをいたします。

平成21年4月に発生した新型インフルエンザは病原性が弱い弱毒型でしたが、今後、病原性の高い強毒型の発生も懸念されております。こうした中、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布されました。今回の条例案は、この特別措置法に基づき、市の対策本部を設置するためのものですが、前回の発生時においても本市の対策本部が設置されました。

そこで、今回の条例制定によって、これまでの対策本部と比べてどのような点が変更になるのか、お伺いをいたします。

横浜市は人口370万人を数える大都市で、国際的な貿易港や近くに国際空港も有しております。新型インフルエンザの発生時においても、市民生活や市民経済への影響を少なくするために、速やかに対策を進めることが極めて重要でございます。しかし、新型インフルエンザ等対策特別措置法によると、対策本部の設置時期は、国や都道府県と同時ではなく、緊急事態宣言が出されてからとなっており、速やかな対応という点では懸念があります。

そこで、新型インフルエンザが発生し、国及び都道府県の対策本部が設置され、緊急事態宣言が出されるまでの間、横浜市としてどのように対応するのか、お伺いをいたします。

横浜港は国際的な貿易港として検疫集約港に指定されていることから、感染のおそれのある乗員、乗客等の停留、宿泊施設の確保が緊急の課題です。この点につき、早期の確保を国に要望していくとともに、神奈川県などの関係機関とも十分に連携を図りながら万全な準備を進めていただくよう要望し、次の質問に移ります。

市第162号議案横浜市震災対策条例の全部改正についてお伺いをいたします。

この条例は、阪神・淡路大震災を受けて、それまであった横浜市地震対策条例を廃止し、平成10年2月に制定された条例で、横浜市地震対策条例に定められていた緊急時における施設の使用停止など緊急に行う行政処分などを廃止するとともに、中長期的な予防対策の充実を図るなど、横浜市の震災対策を総合的に推進するために制定されました。今回の改正でも基本的な考え方は変わらないものの、東日本大震災で明らかになった課題や教訓を踏まえ、横浜市防災計画の見直しを初めとする横浜市の震災対策全体の見直しにあわせ、全面的に見直すとのことでした。

そこで、今回の改正の主なポイントは何か、お伺いをいたします。

今回の改正で新たに復旧復興対策が規定されることとなっております。東日本大震災の被災地では、2年近く経過した今も復興が思うように進まず、安定した生活を送ることができない方々がいらっしゃいます。実は、この横浜市震災対策条例制定時に、我が党から当時の横浜市長に対し、復興対策についてのお考えを伺っております。そのとき、今後検討しなければならない課題であるとの答弁があったものの、現行の条例には規定されませんでした。

そこで、今回の改正で新たに復旧復興対策を条例に規定する理由についてお伺いをいたします。

今回の改正が理念だけにとどまらず、より震災に強いまちづくりにつながるよう、実効性が伴う取り組みを期待したいと思います。

さて、災害時要援護者対策として、改正条例案では、要援護者の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取り組みを支援し、さらにこの取り組みを支援するために、行政が保有する要援護者の個人情報であらかじめ自主防災組織などに提供することができるようにするものと定めております。条例改正を受けて要援護者を把握する方式として、手上げ方式、同意方式に加え、新たな方式である情報共有方式が導入され、地域で取り組むに当たっての選択肢がふえ、災害に備えた地域での取り組みが進むと期待されております。一方で、対象となる要援護者を平素から地域で見守り、支え合う取り組みを進めていくためには、それを支えていく担い手の確保を初めとした支援策の充実が大切であると考えます。

そこで、平素から地域での取り組みの支援、地域における支え合いの仕組みづくりに向けてどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

東日本大震災における医療活動ではさまざまな教訓が浮き彫りにされました。中でも医療活動を全体的に調整するための指揮命令のあり方や負傷者を受け入れる病院の確保は、本市としてぜひとも検討すべき課題です。

宮城県では、震災前から災害時の医療活動を調整する災害医療コーディネーターと呼ばれる医師が指名されており、震災当時、石巻赤十字病院の救命救急センター長はそのお一人でした。この医師は、行政機関との連絡がとれない中、石巻周辺の負傷者救護に全身全霊をかけて指揮をとり、全国から応援に駆けつけた医療関係者たちを統括した様子はメディアなどでも広く報道されたところです。このように、今回の石巻市の事例では医師が非常に頑張り、貢献したわけですが、私はそれだけではなく、災害時における医師と行政との連携の仕組みを明確に定めておく必要があると考えております。

そこで、今回の条例改正により震災時の医療調整の仕組みはどうなるのか、お伺いをいたします。

現在の横浜市震災対策条例に定める震災時の応急医療は、地域医療救護拠点を中心に展開することになっております。しかし、大変なけがなどに見舞われたとき、地域医療救護拠点ではなく、近くの病院や診療所に向かうというのが自然の行動であり、病院などを中心とした医療体制を強化する必要があると考えます。

そこで、震災時に応急医療を提供する病院をどのように確保し、運用する予定であるのかをお伺いいたします。

次に、市第 181 号議案平成 24 年度横浜市一般会計補正予算（第 8 号）及び市第 194 号議案平成 24 年度横浜市下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてお伺いをいたします。

復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域の活性化の 3 分野を重点とした約 13 兆円の国の経済対策補正を踏まえ、本市では一般会計で 367 億円もの補正予算案となっております。これだけの規模の補正を行うわけですから、市民にその効果を早急に実感していただくことが重要と考えます。

そこで、国の緊急経済対策を踏まえ編成した 2 月補正予算案は、市民から見てどのような効果があるのか、お伺いをいたします。

また、市内の企業にも補正の効果を十分浸透させていくべきと考えます。市内中小企業の実情に合わせ、細かいところにまで目配りをし、事業の振興を後押しするのは基礎自治体の重要な役割です。

そこで、市内中小企業に対する効果はどうか、お伺いをいたします。

国の経済対策で追加される公共投資の地方負担も大規模となるため、その緩和策として、いわゆる地域の元気臨時交付金が設けられたところです。本市でも 175 億円の交付を見込んでおり、大変貴重な財源を確保できたと考えます。

そこで、地域の元気臨時交付金を 175 億円見込み、2 月補正で 60 億円を活用し、平成 25 年度予算で 115 億円を活用することとした考え方をお伺いいたします。

市民の命を守る緊急の課題である防災、減災の取り組みは、防災力の強化にとどまらず、横浜の景気、経済を回復させる原動力にもつながっていきます。国の動きとも連動し、今こそ集中的に取り組むときです。

そこで、今後も国の補助金を最大限活用しながら、防災、減災対策やインフラの老朽化対策を積極的に進めることは、安全、安心な市民生活を確保していく上で極めて重要であると考えます。市長のお考えをお伺いいたします。

次に、津波避難タワー調査設計費についてお伺いいたします。

昨年度発表した横浜市地震被害想定調査結果によると、本市に最も大きな津波被害をもたらすのは慶長型地震で、北は鶴見区から南は金沢区までの 8 区に浸水被害をもたらし、津波によって全壊する建物は約 400 棟、死者は 595 人に上ると試算されました。浸水予測区域面積も約 36 平方キロメートルと非常に広いエリアで被害が出るのがわかっております。国は、津波対策について減災レベルの津波と防災レベルの津波を想定すべきとして、慶長型地震はこの減災レベルの津波に当たり、これまで津波からの避難に関するガイドラインを軸にさまざまな避難対策を講じてきました。そして、今回新たに津波避難タワーを金沢区野島町と柳町で検討するということです。これは本市としても初めての試みであり、市民も非常に関心があると思います。

そこで、津波避難タワーの設置を検討する地域はどのように選定したのか、お伺いをいたします。

津波避難タワーは市内にはまだありませんが、神奈川県は昨年、県立湘南海岸公園の中に設置しました。これは、太陽光発電設備や赤色灯が整備されており、テントや投光器なども備わっています。

そこで、どのような津波避難タワーを設置しようとしているのか、お伺いをいたします。

次に、災害時仮設トイレ用排水設備事業についてお伺いをいたします。

一昨年、東日本大震災を契機に、市民は市の災害時対策の取り組みについて非常に高い関心を持っております。特に、発災時のトイレ対策については、その重要性について関心が高まっております。本市では昨年10月に横浜市地震被害想定を見直し、液状化による建物被害として、全壊204棟、半壊7670棟、避難者を57万7000人と想定し、公表しております。今回、国の経済対策補正により、液状化が想定され、避難者が集まる地域防災拠点で下水直結式の災害時仮設トイレの整備を行うとのことですが、そこで、今回の補正予算によって災害時のトイレ対策はどのように促進されるのか、お伺いをいたします。

次に、トンネル補修費についてお伺いをいたします。

昨年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルにおける天井板の崩落事故を受け、老朽化したインフラに対する維持管理の重要性がさらに鮮明になりました。人工的につくられたものは必ず劣化します。劣化ぐあいを把握するためにも点検は重要であり、致命的な欠陥となる前に速やかに修繕などの対策を講じることが重要です。老朽化に関しては想定外ということがないように点検を定期的を実施するとともに、点検後の計画的かつ確実な補修が市民の安全、安心を確保するために重要であり、求められているものと考えます。

そこで、本市のトンネルの補修について今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、港湾施設補修事業についてお伺いをいたします。

横浜港は、市内経済や市民生活を支える最も重要なインフラの一つです。我が党では、以前から横浜港の機能を担う上で必要な岸壁などの港湾施設の維持管理に関心を持ち、現地調査などに取り組んでまいりました。その中で、港湾施設においても他のインフラと同様、高度経済成長期に整備された施設が多く、老朽化が進んでいる施設も見られました。横浜港を支える港湾施設の機能を損なうことなく、また、多額の費用を必要とする、壊れてから直す事後対応型の維持管理にならないよう、早目早目の対応が必要と考えます。

そこで、港湾施設の維持管理の取り組み状況についてお伺いをいたします。

今回の補正予算案では、国の大型補正を受け、岸壁、護岸などの既存港湾施設の補修費などが計上されております。そこで、港湾施設補修費における2月補正予算の効果についてお伺いをいたします。

最後に、神奈川東部方面線整備事業についてお伺いをいたします。

神奈川東部方面線については、既に事業中の相鉄・JR直通線に加え、新たに相鉄・東急直通線が事業化され、いよいよ事業が本格化してきております。今回の大型補正により、15カ月予算として事業が切れ目なく執行でき、また、より事業の推進に弾みがつき、早期開業に向けて市民の期待が一層高まっております。一方で、新線整備を契機として駅周辺のまちづくりがますます重要になってきていると思っております。中でも相鉄西谷駅については、既存駅ではありますが、神奈川東部方面線の起点駅となることから、より多くの人に利用してもらうためには駅の多機能化などを図っていくとともに、地域特性を生かしたまちづくりが必要となります。

そこで、東部方面線の整備により起点となる西谷駅が担う役割についてお伺いをいたします。

限られた財源の中で大きな事業効果を発揮していくためには、駅とまちづくりとが一体となって整備を進めていくことが必要と考えます。そこで、西谷駅と周辺のまちづくりが連携した取り組みについてどのように考えているのか、お伺いをいたします。

今後、人口減少や少子高齢化が進む中で、鉄道駅を中心とした誰もが利用しやすく、快適なまちづくりを進めていくことは大変重要です。各駅の地域特性を生かした新たなまちづくりを進めていただくことを要望して、公明党横浜市議員団を代表して私の質問を終わります。(拍手)

◎市長（林文子君） 加納議員の御質問にお答えいたします。

市第 161 号議案について御質問をいただきました。

これまでの対策本部との変更点ですが、まず、現行の対策本部の設置根拠は、横浜市緊急事態等対処計画において定められていますが、今後は新型インフルエンザ等対策特別措置法を根拠とする対策本部になります。次に、対策本部の設置時期ですが、現行は、国や都道府県と同様に、新型インフルエンザの発生時としていますが、今後は国が国民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断し、緊急事態宣言を行った時点が法令上の設置時期になります。

緊急事態宣言が出されるまでの本市の対応ですが、国や県が対策本部を設置した場合には、本市においても市民への効果的な予防対策や医療機関への受診に関する情報の提供、医療関係者への帰国者、接触者外来の設置要請、市民からの相談を受ける相談センターの設置、それらの対策をとる必要があります。そのため、緊急事態宣言の前であっても、国や県と同じ時期に本市の判断で対策本部等を設置し、適切かつ速やかな対策を講じていきます。

市第 162 号議案について御質問をいただきました。

条例改正の主なポイントですが、震災対策を総合的に推進するため、自助、共助、公助の考え方に基づき、震災対策に取り組むことを新たに規定します。また、地震による火災や津波などの個別の災害への対策、被災後の早期の復旧復興を実現する取り組み、災害時要援護者対策として地域の自主的な支え合いを支援するための個人情報提供などについても新たに規定します。

復旧復興対策を規定する理由ですが、東日本大震災の被災地では、いまだに不自由な生活を強いられている被災者がいらっしゃるなど、復旧復興のおくれが大きな課題となっており、復旧復興対策の重要性を改めて認識しました。そのため、本条例においても、これまで震災対策の中心でありました予防対策、応急対策に加え、市民の皆様の暮らしを再生し、より安全な地域社会を構築するための復旧復興対策までを一連の震災対策として明確に位置づけます。

平素からの地域での取り組みの支援、地域における支え合いの仕組みづくりに向けた進め方ですが、現在、地域では、ひとり暮らし高齢者等を対象とした定期的な訪問活動を初め、サロン、配食、会食サービスなど、見守り、支え合いにつながるさまざまな取り組みが広がっています。今回、このような取り組みに加えて、さらに地域へ行政が保有する要援護者の個人情報を提供し、平素から災害に備えた要援護者の見守り、支え合いが地域で広がるよう支援していきます。あわせて、区役所、地域ケアプラザなどが地域を支援し、地域づくりや担い手の育成など地域における支え合う仕組みづくりを進めていきます。

震災時の医療調整の仕組みについてですが、医療調整などの詳細は横浜市防災計画震災対策編に定めますが、市災害対策本部の新しい機能として、迅速に意思決定しながら総合調整や指揮命令を行う医療調整チームを設置します。また、災害医療や市内の医療事情に詳しい医師を災害医療アドバイザーに委嘱し、震災時には医療調整チームで医学的見地からの助言や医療調整活動に従事していただきます。さらに、市及び各区に災害医療連絡会議を設置し、平時から医療関係団体との情報共有を図り、発災時にも定期的を開催することで医療関連情報の一元化に努めます。

震災時に応急医療を提供する病院の確保と運用についてですが、震災時には限られた医療資源を有効活用する必要があります。そこで、災害拠点病院以外の病院における負傷者受け入れ体制の確保を図るため、昨年11月に本市と市病院協会の間で覚書を締結いたしました。現在、多くの病院から負傷者の受け入れに御協力の意向をいただき、大変心強く思っています。市民の皆様には、負傷者を受け入れる予定の近隣の医療機関を日ごろからお知らせしていくほか、震災時には被災を免れ診療できる医療機関では目印となる旗を掲げるなど、一目でわかる方法で地域にお伝えしていきます。

2月補正の市民から見た効果についてですが、このたびの補正予算では、国費を最大限活用し、市営住宅整備事業など防災、減災対策、トンネル補修など都市基盤施設の老朽化対策、市立学校空調設備設置など教育環境の充実という市民生活の安全、安心につながる施策をスピード感を持って進めることができると考えています。また、横浜の経済活動を支える港湾施設の補修や幹線道路の整備なども着実に進めていきます。

市内中小企業に対する効果ですが、平成25年度に予定していた事業量の一部を前倒しすることで、年度当初から切れ目なく事業を実施することが可能となります。また、地方負担の軽減を目的に国が創設した地域の元気臨時交付金を活用して事業量を上乗せするとともに、学校特別営繕費など市単独事業を追加することで、さらなる事業量の確保を図ります。

地域の元気臨時交付金の活用の考え方ですが、本交付金は経済対策で追加される公共投資の地方負担を軽減するという趣旨で創設されたものです。本市においても、市民生活、市内経済を最優先とした緊急的な対策を推進するために、本交付金を最大限に活用して事業量を確保することにし、総額で175億円を見込みました。このうち、2月補正では神奈川東部方面線整備事業、市立学校空調設備事業に60億円を充当します。残りの115億円につきましては、平成25年度予算に計上した市単独事業などの財源として活用してまいります。

国の補助金を最大限活用しながら、防災、減災対策などを積極的に進めるべきとのお考えについてですが、本市は基礎自治体として、子供施策や福祉施策を初め、経済振興や文化観光など、現在の安心と将来の活力を生み出すという両面で市民の皆様のお生活をお支えしています。そうした施策は、安全、安心が確保されてこそ実現するものであり、全ての施策のベースには防災、減災対策があると考えています。国におきましても、補正予算同様に、当初予算において復興、防災対策を重点分野の一つに掲げています。引き続き、国の動きに歩調を合わせて本市の防災、減災対策や老朽化対策の財源確保をしっかりと行い、精力的に取り組んでいきます。

津波避難タワーの設置を検討する地域の選定方法についてですが、まず、新たに実施した被害想定では、金沢区が本市の中で最も高い津波が来ると想定されています。中でも設置を検討しております金沢区野島町及び柳町は、いずれも周囲を海や河川で囲まれており、本市がガイドライン等で避難場所として推奨している海拔5メートル以上の高台や堅牢な3階建て以上の建物の数が限られています。また、

隣接する地域には避難場所になり得る建物がありますが、避難に当たっては橋を渡らなければならない、橋が落ちるおそれや避難者の集中による混乱なども予想されることから、地域内に津波避難タワーの設置を検討することにいたしました。

どのような津波避難タワーを設置するのかについてですが、今後の現地調査や地域の皆様の御意見を伺いながら、形状や大きさなどを決定していきます。ただし、御高齢の方や障害のある方などさまざまな方が避難できるよう、スロープは必要だと考えています。また、東日本大震災では、ほぼ丸一日津波警報が出ていたことから、長時間の避難にも耐え得るようトイレの設置についても検討していきます。いずれにしても、日ごろの管理をどのように行うかという課題もありますので、地域の皆様の御意見などをお伺いしながら最終決定します。

補正予算によって災害時のトイレ対策はどのように促進されるかについてですが、今回の補正予算では、15カ所の地域防災拠点内の仮設トイレ用下水道管の整備を行います。また、仮設トイレについても155基購入します。これにより、液状化が想定される51カ所の地域防災拠点での整備計画を前倒しして完了します。さらに、地域防災拠点を運営する上で市民の皆様の利便性を高めるため、仮設トイレ用に注水する小型ポンプについても15カ所の拠点に設置していきます。

トンネルの補修についてですが、今後も定期的に点検を行い、その点検結果を踏まえ、計画的に進めていきます。今回の補正予算については、国の緊急経済対策の一環としてトンネル補修が本格的に国庫補助対象となったため、平成25年度から進める予定の補修計画を前倒しして実施していきます。これにより、計画的な補修が促進され、市民の安全、安心が確保されると考えています。

港湾施設補修事業における港湾施設の維持管理の取り組み状況についてですが、これまでも港湾機能に支障が生じないように定期的な点検を行うとともに、施設ごとに利用状況等を踏まえ、優先度の高いものから補修等を実施してまいりました。こうした取り組みに加え、予防保全、コストの平準化、効率性等の観点から港湾施設全体を包括する維持管理計画を年度内に策定し、今後はこの計画に基づき、より効果的な維持管理を実施してまいります。

港湾施設補修費における2月補正予算の効果についてですが、厳しい財政状況のもとでこれまで補修費を計上することが難しかった港湾施設についても前倒しで対策が可能となりますので、より安定的な港湾機能の維持とともに、施設の長寿命化が図れるものと考えております。

西谷駅が担う役割につきましては、西谷駅は東京方面への分岐点になるとともに、横浜方面への始発電車も運行される予定であることから、利用者数の増加が見込まれます。そのため、西谷駅はバスやタクシーとの乗り継ぎなど、交通結節点としての役割が求められるとともに、地域の発展を促す大いなる契機になると考えます。

西谷駅と周辺のまちづくりが連携した取り組みについてですが、西谷駅周辺は、高低差など地形的な制約がありますが、誰もが利用しやすい駅や交通広場等の整備、駅と周辺地区をつなぐバスなどのネットワークづくり、駅周辺にふさわしいにぎわいや土地利用の誘導などに取り組む必要があります。そのために、地元や関係機関と連携を図りながら、駅とまちづくりが一体となった整備を進めていきます。

以上、加納議員の御質問にお答え申し上げます。